

平成 24 年度第 2 回浦安市介護保険運営協議会議事録

1. 開催日時 平成 24 年 8 月 23 日(木) 午後 1 時 15 分～3 時

2. 開催場所 健康センター 1 階 第 1 会議室

3. 出席者

(委員) 工藤委員(会長)、是枝委員、佐藤委員、西村委員、井村委員、山上委員、荒井委員、中沢委員、彦田委員、秋山委員、梅原委員、宮川委員、原口委員、近藤委員

(事務局) 新宅健康福祉部部長、石田健康福祉部次長、大塚介護保険課長、佐久間高齢者支援課長、大塚地域包括支援センター所長、富永新浦安地域包括支援センター所長、泉澤健康増進課長、植草介護保険課課長補佐、関根健康増進課長補佐、金子高齢者支援課課長補佐、河野健康増進課係長、池田保険料係長、岩田認定係長、峯村事業係長、渡邊主任主事、牧野主任主事

4. 進 行

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 題

- (1) 高齢者保健福祉計画及び第 5 期浦安市介護保険事業計画について
- (2) 平成 24 年度主要事業(保健事業)について
- (3) 平成 23 年度主要事業の実施状況について
- (4) その他

5. 会議経過

議題(3)について

委員:平成 23 年度介護保険料について、普通徴収の収納率が 86.31%とありますが、これは近隣市に比べて平均的な割合なのですか。また、介護保険料の滞納者に対して、給付制限を実施しているとありましたが、効果はあるのでしょうか。

事務局:船橋市、市川市、習志野市、鎌ヶ谷市等を含めた 5 市の中で 3 番目の収納率です。また、滞納者のうち 6 割の方は生活困窮者であり、納付が難しいものです。滞納者には分割納付を勧めております。滞納者がサービスを利用する場合、滞納期間に応じて一定期間の給付制限を受けることになります。給付制限を行うことで今後の滞納がなくなるという効果もあります。

委員:第 5 期の事業計画で 3 箇所の小規模特別養護老人ホームを設立・運営されるようですが、定員は最大何名ですか。また、今後も特別養護老人ホームを増設する予定はあるのでしょうか。

事務局:小規模特別養護老人ホーム 1 箇所につき、29 名定員ですので、3 箇所です。また、平成 27 年度に広域型特別養護老人ホームを 1 ヶ所整備する予定です。

議題(4)について

事務局:介護予防ケアマネジメント業務委託につきまして、資料にありますように新たに 2 事業所が追加予定となっておりますので承認をいただければと考えておりますが、委員の皆様いかがでしょうか。

委員:承認いたします。

6. 問い合わせ先

健康福祉部 介護保険課 保険料係 担当 池田・牧野
電話 047-351-1111 内線 1177・1178